

船舶法取扱手続

(明治三十三年七月九日逓信省公達第三百六十三号)

最終改正 平成二十年十一月二十五日国土交通省訓令第八十七号

第一章 総則

第一条 削除

第二条 船舶ノ登録ヲ為シ又ハ船舶国籍証書、仮船舶国籍証書、船舶件名書若ハ総トン数計算書ヲ作成スル場合ニ於テ不明ノ事項アルトキハ其ノ欄内ニ不詳ト記録又ハ記載シ記録又ハ記載スベキ事項ナキ欄内ニハ斜線ヲ画スベシ

第三条 船舶ノ登録ヲ為シ又ハ船舶国籍証書、仮船舶国籍証書、船舶件名書、総トン数計算書、臨検調査書、各種ノ謄本若ハ抄本ヲ作成スルニハ字画ヲ明瞭ニスベシ

- ② 数量、番号、年月日及地番号ヲ記録又ハ記載スルニハアラビア数字ヲ用ウベシ
- ③ 文字ハ之ヲ改竄スルコトヲ得ズ若訂正、挿入又ハ削除シタルトキハ其ノ字数ヲ欄外ニ記載シ当該官吏ニ押捺シ其ノ削除ニ係ル文字ハ尚読ミ得ベキ様朱抹スベシ
- ④ 船舶国籍証書及仮船舶国籍証書ノ文字ハ之ヲ改竄、訂正、挿入又ハ削除スルコトヲ得ズ

第四条 削除

第五条 各種ノ謄本、抄本又ハ登録事項証明書ヲ調製スルニハ当該官吏ハ用紙ノ末尾ニ原本ニ依リ謄写シタル旨又ハ船舶原簿ニ記録シタル事項ヲ記載シタル旨其ノ年月日並ニ管海官庁ノ長ノ職名及氏名ヲ記載シ其ノ印ヲ押捺スベシ

第六条 何時タリトモ当該官吏ニ於テ船舶ニ臨検シタルトキハ船舶ノ標示ノ適法ナルヤ否ヤヲ注意スベシ

第七条 削除

第二章 総トン数ノ測度

第八条 船舶法施行細則第八条第二項ノ規定ニ依リ差出サシメタル書面アルトキハ管海官庁ハ該書面ト船舶総トン数測度申請書トヲ対照シ若差違アルトキハ申請書ヲ補正セシムベシ

第九条 管海官庁ニ於テ船舶法施行細則第八条又ハ第八条ノ二ノ規定ニ依リ測度又ハ改測ノ申請ヲ受ケタル場合ニ於テハ船舶件名ノ調査ハ測度又ハ改測ヲ為ストキ之ヲ為スベシ

第十条 船舶測度官船舶法施行細則第十二条ノ規定ニ依リ船舶件名書及総トン数計算書ヲ作成スル場合ニ於テハ其職名及氏名ヲ記載シ船舶測度官印ヲ押捺スベシ

第十一条 船舶測度官船舶法施行細則第十二条ノ規定ニ依リ改測ヲ為シタル場合ニ於テハ総トン数計算書ニハ測度ノ種別、用途、船舶番号、船種、船名、甲板ノ層数、船質、推進器ノ種類及数、所有者並ニ所轄管海官庁ノ外変更シタル部分ノミヲ記載スベシ但シ総トン数及記事欄ノ尺度ハ変更セザル場合ト雖モ之ヲ記載シ且括弧ヲ附スベシ

- ② 前項ノ改測ガ左ニ掲グルモノナルトキハ同項ノ規定ニ拘ラズ総トン数計算書ニハ全部ヲ記載スベシ

一 上甲板下全部、区分甲板下全部又ハ船体主部全部ノ改測

二 新規測度後ノ最初ノ改測又ハ全部改測若ハ上甲板下全部、区分甲板下全部若ハ

船体主部全部ノ改測後ノ最初ノ改測ヨリ起算シテ三回目若ハ其ノ倍数ノ回次ノ改測

第十二条 船籍港ヲ管轄スル管海官庁船舶法施行細則第十四条第一項ノ嘱託ヲ為ストキハ嘱託書ニ同則第八条第一項又ハ第八条ノ二第一項ノ申請書ノ写ヲ添附スベシ

② 前項ノ嘱託ガ総トン数ノ改測ニ係ルモノナルトキハ前項ノ書類ニ当該船舶現ニ効力ヲ有スル総トン数計算書ノ全部（前第二項各号ノ改測前ノモノヲ除ク）ヲ複写シタルモノヲ添附スベシ

第十三条 船舶法施行細則第十六条ノ場合ニ於テハ船舶測度官ハ測度シ得タル事項ノミヲ船舶件名書及総トン数計算書ニ記載スベシ

第十四条 船舶法施行細則第八条ノ規定ニ依リ船舶ノ総トン数ノ測度ヲ申請スル者同則第十六条第三項ノ規定ニ依リ総トン数計算書ノ謄本ヲ申請書ニ添附シテ差出シタル場合ニ於テハ船舶測度官ハ其ノ書類ニ記載シタル事項ニ付測度ヲ省略スルコトヲ得

第十五条 削除

第十六条 船舶法施行細則第十二条ノ二第一項若クハ第二項又ハ第十六条ノ二第一項ノ規定ニ依リ総トン数計算書ノ謄本又ハ抄本ヲ調製スルニハ総トン数計算書ト同一ノ書式ヲ以テ謄写シ毎葉ノ綴目ニ管海官庁ノ長ノ印ヲ以テ契印ヲ為スベシ

第三章 船舶ノ登録

第十七条 削除

第十八条 管海官庁ニ於テ船舶原簿ニ各事項ヲ登録スルニハ次ノ規定ニ依ルベシ

② 左ノ事項ハ船舶総トン数測度申請書又ハ変更登録ノ申請書ヲ基礎トスベシ

- 一 船名
- 二 船籍港
- 三 造船地
- 四 造船者

③ 左ノ事項ハ船舶件名書又ハ臨検調査書ヲ基礎トスベシ

- 一 種類
- 二 船質
- 三 帆船ノ帆装
- 四 機関ノ種類及数
- 五 推進器ノ種類及数
- 六 進水ノ年月

④ 左ノ事項ハ総トン数計算書ヲ基礎トスベシ

- 一 上甲板ノ下面ニ於テ船首材ノ前面ヨリ船尾材ノ後面ニ至ル長
- 二 船体最広部ニ於テフレームノ外面ヨリ外面ニ至ル幅
- 三 長ノ中央ニ於テキールノ上面ヨリ船側ニ於ケル上甲板ノ下面ニ至ル深
- 四 総トン数

⑤ 所有者ノ氏名又ハ名称、住所及共有者ノ持分ハ登記事項証明書ヲ基礎トスベシ

第十九条 船舶法施行細則第十七条ノ規定ニ依リ差出シタル登記事項証明書ニ記載シタル事項ガ船舶総トン数測度申請書又ハ船舶件名書ニ記載シタル事項ト符合セザルトキハ之ヲ調査シ申請書又ハ件名書ニ誤謬アリタルトキハ之ヲ訂正セシメ又ハ之ヲ訂正シ又登記ニ誤謬アリタルトキハ申請者ヲシテ登記更正ノ手續ヲ為サシメタル後

登録ヲ為スベシ

第二十条 船舶ノ番号ハ汽船帆船ノ別ヲ問ハズ船舶毎ニ其ノ登録ノ順序ニ従ヒ之ヲ附スベシ

② 船舶ノ信号符字ハ汽船帆船ノ別ヲ問ハズ之ヲ附スベキ船舶毎ニ其ノ登録ノ順序ニ従ヒ之ヲ附スベシ

③ 一旦抹消ノ登録ヲ為シタル船舶ニ番号ヲ附スル場合又ハ一旦信号符字ヲ取消シタル船舶ニ信号符字ヲ附スル場合ニ於テハ前二項ノ規定ニ拘ラズ最初ニ附シタルモノヲ再用スルコトヲ得

第二十一条 船舶原簿ニ各事項ヲ登録スルニハ船舶法施行細則第一号書式及第二号書式ニ示シタル各事項ヲ記録スベシ但シ第三条及第二十二条ニ於テ別ニ記録ノ方法ヲ定メタルモノハ此ノ限ニ在ラズ

第二十二条 進水ノ年月ハ月ノ分明ナラザルトキハ年ノミヲ記録スベシ

② 船舶共有者ノ持分ハ各共有者ノ氏名又ハ名称ノ次ニアラビア数字ヲ以テ何分ノ何ト記録スベシ但シ持分相等シキトキハ此ノ限ニ在ラズ

③ 振仮名ハ船舶ノ名称ニノミ附記スベシ

④ アラビア数字、ローマ字又ハ国土交通大臣ノ指定スル記号ハ番号、信号符字、数量、年月日、地番号、法人ノ名称及船名ヲ除クノ外船舶原簿ニ記録セザルモノトス

⑤ 船舶原簿ノ登録ニ使用可能ナ文字ハ左ノ規定ニ依ル

一 一バイト文字ノ英数字及記号ハ JISX-0201-1997 トス

二 二バイト文字ハ JISX-0208-1997 トシ漢字ニツイテハ J I S 第一水準漢字及 J I S 第二水準漢字トス

三 片仮名ヲ用ヒル場合ハ全角仮名ニ依ルベシ

第二十三条 船舶共有者多数ニシテ船舶原簿ノ当該欄内ニ記入ヲ了スルコト能ハザルトキハ共同人名簿ヲ調製シ置キ原簿ニハ筆頭ノ者ノ住所、氏名又ハ名称、持分及外何人ト記録シ置キ共同人名簿ニハ筆頭以外ノ者ノ住所、氏名又ハ名称及持分ヲ記録シ且其ノ船舶ノ番号ヲ表記スベシ

第二十四条 総テ登録ヲ為ストキハ船舶原簿中登録年月日ノ欄ニ登録ヲ為シタル年月日ヲ記録スベシ

第二十五条 始メテ船舶ノ登録ヲ為ストキハ記事欄ニ新造、小型船舶（小型船舶の登録等に関する法律（平成十三年法律第百二号）第二条ニ規定スル小型船舶ヲ謂フ）及総トン数二十トン未満の漁船（漁船法（昭和二十五年法律第百七十八号）第二条第一項ニ規定スル漁船ヲ謂フ）ヨリ編入等登録ノ事由ヲ記録シ外国船ヨリ編入シタルモノニ付テハ何国人何某ヨリ買受等国籍取得ノ原因ヲ記録スベシ

第二十六条 削除

第二十七条 変更ノ登録ヲ為スニハ新事項ヲ記録シ記事欄ニ変更ノ事項及事由ヲ記録スベシ

② 変更ノ登録ヲ為ス場合ニ於テハ其ノ登録ヲ別種ノ原簿ニ移シタルトキハ其ノ旨ヲ記事欄ニ附記スベシ

③ 船舶法施行細則第十七条ノ二第一項第三号乃至第七号、第十一号、第十二号及第十三号ノ事項ニ変更ヲ生ジタル場合ニ於テ第一項ノ手続ヲ了リタルトキハ遅滞ナク船舶登記令第二十三条ノ規定ニ依ル登記ノ囑託ヲ為ス様注意スベシ

第二十七条ノ二 行政区画、其ノ名称又ハ地番号ノ変更アリタルトキハ船舶原簿ニ記録シタル行政区画、其ノ名称又ハ地番号ハ変更ノ登録若ハ登録ノ訂正ヲ為ストキ、

登録事項証明書ヲ作成スルトキ其ノ他便宜ノトキ訂正ノ手續ヲ為スベシ字又ハ其ノ名称ノ変更アリタルトキ亦同ジ

② 前項ノ規定ハ造船地ニ付テハ適用セズ

第二十八条 削除

第二十九条 抹消ノ登録ヲ為スニハ記事欄ニ何年何月何日某所ニ於テ沈没又ハ何年何月何日何国人何某ニ売却ノ為国籍喪失等抹消ノ登録ヲ為シタル原因ヲ記録シ登録ヲ抹消スベシ

② 前項ノ手續ヲ了リタルトキハ其ノ船舶原簿ヲ閉鎖スベシ

③ 第一項ノ手續ヲ了リタルトキハ遅滞ナク船舶登記令第二十四条ノ規定ニ依ル登記ノ抹消ノ囑託ヲ為ス様注意スベシ

第三十条 削除

第三十一条 削除

第三十二条 削除

第三十三条及第三十四条 削除

第三十五条 船舶件名書、総トン数計算書、抹消登録ニ関スル書類、登記ノ抹消済ノ旨ヲ記載シタル囑託書其ノ他一切ノ付属書類ハ各船舶毎ニ之ヲ編綴シ何船舶ノ付属書類タルコトヲ表示シテ之ヲ整理スベシ

第三十六条 削除

第三十七条 削除

第三十八条 船舶法施行細則第二十二條第二項及第二十三條ノ臨検調査書ニハ左ノ事項ヲ記載シ臨検ヲ為シタル船舶測度官之ニ職名及氏名ヲ記載シ船舶測度官印ヲ押捺スベシ

一 船舶ノ番号、種類、名称、総トン数及船籍港

二 船舶所有者又ハ共有者ノ氏名又ハ名称

三 変更ニ係ル新旧事項

四 臨検ヲ為シタル場所及年月日

第三十九条 船舶法施行細則第四十七條ノ二ノ規定ニ依ル登録ノ訂正ヲ為シタルトキハ訂正ノ事項、事由及年月日ヲ記事欄ニ記録 スベシ

第三十九条ノ二 船舶法施行細則第二十九條ノ規定ニ依リ登録事項証明書ノ交付ノ申請アリタル場合ニ於テハ第一号様式ノ用紙ヲ以テ調製シ毎葉ノ綴目ニ管海官庁ノ長ノ印ヲ以テ契印ヲ為スベシ

② 前項ノ場合ニ於テ余白ノ記載欄アルトキハ其ノ欄内ニ以下余白ト記載スベシ

第四十条 削除

第四十一条 削除

第四十二条 削除

第四十三条 第三十五条ノ書類ハ事変ヲ避クル為メニスル場合ヲ除ク外管海官庁以外ニ持出スコトヲ得ズ

第四章 船舶国籍証書及仮船舶国籍証書

第四十四条 船舶法施行細則第四十七條ノ二ノ規定ニ依リ船舶国籍証書又ハ仮船舶国籍証書ノ訂正ノ申請ヲ受ケタル場合ニ於テハ更ニ之ヲ調製シ申請者ニ交付スベシ

第四十五条 船舶国籍証書又ハ仮船舶国籍証書ニ各事項ヲ記載スルニハ第二十一条及第二十二條第一項及第二項ノ例ニ依ルベシ

- ② 所有者ノ欄ニハ氏名又ハ名称、住所及共有ナルトキハ各共有者ノ持分ヲ記載スベシ但シ所有者ガ国、都道府県、市町村及法令ニヨリ当該法人ニ非ザル者ガ当該法人ノ名称ヲ用ユルコト能ハザル法人デアル場合ニツイテハ住所ヲ記載スルコトヲ要セズ

第四十六条 行政区画、其ノ名称又ハ地番号ノ変更アリタルトキハ船舶国籍証書又ハ仮船舶国籍証書ニ記載シタル行政区画、其ノ名称又ハ地番号ハ証書ヲ書換、訂正又ハ再交付スルトキ新ナルモノヲ記載スベシ字又ハ其ノ名称ノ変更アリタルトキ亦同ジ

- ② 前項ノ規定ハ造船地ニ付テハ適用セズ

第四十七条 船舶国籍証書又ハ仮船舶国籍証書ヲ交付スル場合ニ於テハ証書毎ニ交付ノ順序ニ従ヒ証書ノ番号ヲ記載シ且船舶国籍証書ニ付テハ船舶原簿ニ其ノ番号、日附及交付ノ事由ヲ記録スベシ

第四十八条 船舶国籍証書又ハ仮船舶国籍証書ヲ交付スル場合ニ於テハ新証書ノ日附ハ其ノ作成年月日ニ依ルベシ

- ② 船舶国籍証書又ハ仮船舶国籍証書ノ証書番号ハ交付ノ順序ニ従ヒ之ヲ付スベシ

- ③ 前項ノ証書番号ハ再用スルコトヲ得ズ

第四十九条及第五十条 削除

第五十一条 船舶法施行細則第四十一条第二項ノ規定ニ依リ船舶国籍証書又ハ仮船舶国籍証書ノ無効ナルコトヲ官報ニ告示スル必要アルトキハ管海官庁ハ左ノ事項ヲ記載シタル書面ヲ国土交通省ニ差出スベシ

- 一 船舶ノ番号、種類及名称
- 二 証書ノ種類、番号及日附
- 三 所有者ノ氏名又ハ名称
- 四 証書無効ノ事由

- ② 前項ノ場合ニ於テ所有者ノ氏名又ハ名称ニ付テハ共有ナルトキハ筆頭ノ者ノ氏名ヲ記載シ外何人ト附記スベシ

第五十二条 管海官庁ニ於テ船舶国籍証書又ハ仮船舶国籍証書ノ返還ヲ受ケタルトキハ之ヲ廃棄スベシ第四十四条ノ場合ニ於ケル旧証書ニ付亦同ジ

- ② 証書ノ廃棄ハ紋章ヲ切取り官庁ノ印ニ消印ヲ押捺シテ之ヲ為スモノトス

第五十三条乃至第五十五条 削除

第五十六条 削除

第五章 船舶国籍証書ノ検認

第五十六条ノ二及第五十六条ノ三 削除

第五十六条ノ四 船舶国籍証書ノ検認ノ申請ヲ受ケタル管海官庁ハ船舶国籍証書ト船舶原簿トヲ照合シタル上申請カ所定ノ検認期日内ナルコト並ニ船舶国籍証書ノ記載事項ガ事実ト符合セルコトヲ確認スベシ

- ② 当該官吏ハ前項ノ確認ノ為必要アリト認メタルトキハ其船舶ヲ臨検スベシ

第五十六条ノ五 船舶法施行細則第三十条ノ四ノ規定ニ依リ船舶国籍証書ノ検認欄ニ検認ヲ為シタル年月日及次回ニ検認ヲ為スベキ期日ヲ記載スル場合ニ於テハ其検認欄ニ検認ヲ為シタル管海官庁ノ印ヲ押捺スベシ

- ② 船舶法施行細則第三十条ノ四ノ規定ニ依リ船舶法施行細則第三号書式（丙）ノ船舶国籍証書検認期限指定書ニ検認ヲ為シタル年月日及次回ニ検認ヲ為スベキ期日ヲ

記載スル場合ニ於テハ検認ヲ為シタル管海官庁ノ長ノ職名ヲ記載シ其管海官庁ノ長ノ印ヲ押捺シ之ヲ調製スベシ

- ③ 前項ノ船舶国籍証書検認期限指定書ヲ交付スル前ニ於テ船舶国籍証書ニ記載シタル事項ト事実ガ符合セザルコトヲ発見シタルトキハ船舶国籍証書ノ検認ヲ為シタル管海官庁ハ次回ニ検認ヲ為スベキ期日ノ指定ヲ取消スベシ

第五十六条ノ六 船舶国籍証書ノ検認ヲ為シタル管海官庁ハ申請書ノ余白ニ管海官庁名、検認ヲ為シタル年月並ニ次回ニ検認ヲ為スベキ期日及当該期日ノ指定方法ヲ記入シ之ヲ保存スベシ

第五十六条ノ七 船舶国籍証書ノ検認ヲ為シタル管海官庁ハ船舶原簿ニ管海官庁名、検認ヲ為シタル年月日並ニ次回ニ検認ヲ為スベキ期日及ビ当該期日ノ指定方法ヲ記録スベシ

第五十六条ノ八 船舶国籍証書ノ書換又ハ再交付ヲ為ストキハ船舶原簿ニ記録セラレタル最近ノ検認ニ関スル事項ヲ転記スベシ

第五十六条ノ九 船舶法施行細則第三十条ノ五ノ規定ニ依ル申請書ノ提出ヲ受ケタル管海官庁ハ船舶国籍証書ノ提出期日ノ延期ヲ認メントスルトキハ船舶法施行細則第三号書式（丁）ノ船舶国籍証書提出期日延期許可書ヲ調製シ之ヲ申請者ニ交付スベシ

- ② 前項ノ許可ヲ為シタルトキハ船舶原簿ニ許可ヲ為シタル年月日及延期セラレタル期日ヲ記録スベシ

第六章 雑則

第五十七条及第五十七条ノ二 削除

第五十七条ノ三 日本ノ領事ガ外国ニ於テ船舶ノ総トン数ノ測度又ハ改測ヲ為シタルトキハ遅滞ナク左ノ事項ヲ記載シタル書面ヲ外務省ヲ經由シテ国土交通省ニ送付スベシ

- 一 船舶ノ種類、名称、船質及船籍港
- 二 上甲板ノ下面ニ於テ船首材ノ前面ヨリ船尾材ノ後面ニ至ル長
- 三 総トン数
- 四 船舶所有者ノ氏名又ハ名称
- 五 測度ノ種類
- 六 臨検度数
- 七 手数料額

第五十七条ノ四 日本ノ領事ガ外国ニ於テ仮船舶国籍証書ノ交付ヲ為シタルトキハ遅滞ナク左ノ事項ヲ記載シタル書面ヲ外務省ヲ經由シテ国土交通省ニ送付スベシ

- 一 船舶ノ種類、名称、船質及船籍港
- 二 総トン数
- 三 船舶所有者ノ氏名又ハ名称
- 四 仮船舶国籍証書ノ英語併記ノ有無ノ別及当該用紙ノ使用残数
- 五 手数料額

- ② 仮船舶国籍証書ヲ書損又ハ汚損シタルトキハ、前項ノ書面ニ当該用紙ヲ添附スベシ

（原始附則～平成六年改正附則まで省略）

附 則（平成一三年運輸省訓令第一号）

この訓令は、平成十三年一月六日から施行する。

附 則（平成一三年国土交通省訓令第一一五号）

この訓令は、平成十三年四月一日から施行する。

附 則（平成一三年国土交通省訓令第一五四号）

この訓令は、平成十三年九月一日から施行する。

附 則（平成一四年国土交通省訓令第六三号）

この訓令は、平成十四年十一月一日から施行する。

附 則（平成一六年国土交通省訓令第二号）

この訓令は、平成十六年四月一日から施行する。

附 則（平成一八年国土交通省訓令第三号）

1 この訓令は、平成十八年四月一日から施行する。

2 この訓令の施行前に交付した改正前の第一号様式の登録事項証明書は、この訓令による改正後の第一号様式の登録事項証明書とみなす。

3 この訓令の施行後に交付する登録事項証明書の様式については、この訓令による改正後の第一号様式の登録事項証明書の様式にかかわらず、当分の間、なおこれを使用することができる。

附 則（平成二〇年国土交通省訓令第八七号）

1 この訓令は、平成二十年十一月三十日から施行する。

2 船舶登記令（平成十七年政令第十一号）附則第五条第一項において準用する不動産登記法（平成十六年法律第二百二十三号）附則第六条第三項の規定により読み替えて適用される同令第三十五条第一項において準用する同法第二十一条の規定により交付された登記済証については、この訓令による改正前の船舶法取扱手続第十八条第五項の規定は、この訓令の施行後も、なおその効力を有する。

第一号様式 （略）